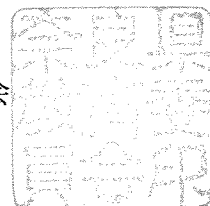


## 知事からの意見聴取に対する回答の報告について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成28年7月25日付教体第9号により知事から意見を求められた平成28年9月定例県議会に提出される報告案件について、異議がない旨を回答する。

平成28年 7月28日

奈良県教育委員会



(報告案件)

損害賠償請求事件について

[根拠規定]

### ●地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

### ●奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則

第二条 委員会は次に掲げる事項を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。

略

十四 教育に関する予算及び議会の議決を経るべき議案についての意見の申出

略

第四条 委員会はその議決に基き第二条第一項各号に掲げる事務（ただし、法律第二十五条第二項各号に規定するものを除く）につき教育長に委任し教育長をして臨時に代行させ、又は専決させることができる。

2 教育長は、緊急やむを得ないときは前項の規定にかかわらず、委員会の議決を経ることなく第二条第一項各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

3 前二項の場合においては、教育長は、次の委員会の会議に報告しなければならない。

# 国家賠償請求事件について

## — 県立高校プールでの飛び込み事故 —

### I 事件の概要

- 1 県立畝傍高校の卒業生（水泳部OG）が、高校の水泳部の練習に参加した際、スタート台横付近から飛び込みを行ったところ、プール底面に頭部を打ちつけ頸髄損傷の傷害を負った。  
これに関して、プールの設置又は管理の瑕疵によるものとして、損害賠償（2億1504万891円）を求める訴訟が提起された。
- 2 平成28年4月28日の第一審判決では、本件プールの設置又は管理の瑕疵が認められたが、原告にも注意義務があったとして、原告の過失割合を60%とみるのが相当であるとされた。（賠償額 6691万7684円）
- 3 原告がこの判決を不服として控訴
  - ・ 入通院慰謝料319万円の請求を追加
  - ・ 原判決は、控訴人の過失割合を60%としているがあまりに過大。20%を超えるものではない。⇒ 損害賠償請求額 1億4000万円

### II 県の対応案

附帯控訴する

（理由）

- ・ 第一審判決では、原告の過失割合が60%、設置者（県）の過失割合が40%と判断されたことから、県としては、事故の再発防止に努めることが重要であると考え、同判決を真摯に受け止め、控訴期限内に県側から控訴することを見送った。  
なお、原告の控訴があった場合には、控訴理由を考慮して附帯控訴を検討することとした。
- ・ 今回、原告からの控訴を受け、その内容を検討したところ、あまりに過大な請求であると考えられることから、県としては、施設の設置又は管理の瑕疵、並びに過失割合について議論を進め、再度司法の判断を仰ぐ。

※附帯控訴とは、原告・被告の一方だけが控訴した場合に、控訴審の口頭弁論の終結までの間、他の一方からも第1審判決に対する不服の申し立てを認めるもの。  
控訴人が控訴を取り下げると、附帯控訴も失効する。（民事訴訟法第293条）

### III 今後のスケジュール

平成28年8月初旬	知事専決処分
平成28年8月中旬	附帯控訴状及び答弁書提出
平成28年9月2日（金）	第1回口頭弁論
平成28年9月	定例県議会に専決処分を報告